

令和4年9月20日

第9回曾於市農業委員会總會議事録

曾於市農業委員会

第9回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和4年9月20日（火） 午前9時00分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室（1・2・3）

3 出席委員

1 番	○○○○○	2 番	○○○○○	3 番	○○○○○
4 番	○○○○○	5 番	○○○○○	6 番	○○○○○
7 番	○○○○○	8 番	○○○○○	9 番	○○○○○
10 番	○○○○○	11 番	○○○○○	12 番	○○○○○
13 番	○○○○○	14 番	○○○○○	15 番	○○○○○
16 番	○○○○○	17 番	○○○○○	18 番	○○○○○
19 番	○○○○○	委員	○○○○○	委員	○○○○○

4 欠席委員 14 番 ○○○○○

5 議事録署名委員

16 番 ○○○○○ , 17 番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職、氏名

事務局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○	農政係長	○○○○○
末吉分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅分室		○○○○○	農地係	○○○○○
農林振興課	農政課	○○○○○		

7 閉会年月日

令和4年9月20日（水） 午前10時03分

令和4年第9回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

- | | |
|--------|---|
| 議案第87号 | 農地法第3条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請について |
| 議案第88号 | 農地法第3条 所有権移転による許可申請について |
| 議案第89号 | 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画の変更申請について |
| 議案第90号 | 農地法第4条による許可申請について |
| 議案第91号 | 農地法第5条による許可申請について |
| 議案第92号 | 非農地証明願について |
| 議案第93号 | 農地の用途変更届(200㎡未満)について |
| 議案第94号 | 農用地等のあっせんについて |
| 議案第95号 | 農用地利用集積計画について(利用権設定) |
| 議案第96号 | 農用地利用集積計画について(所有権移転) |

(2) 報告第9号 合意解約等の報告

4 閉 会

令和4年第9回農業委員会総会

令和4年9月20日（火） 午前9時00分

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。8月、9月の諸般の業務経過については、9月7日に令和3年度の建設経済委員会の決算審査があり、9月8日に鹿児島県女性農業委員総会等があり、曾於市が事例発表を行っております。本日は〇〇〇〇〇〇委員から欠席届が出ております。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和4年第9回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。16番〇〇〇〇〇〇委員、17番〇〇〇〇〇〇委員を指名致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第87号農地法第3条賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○15番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号大隅7号について、9月9日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第87号農地法第3条賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に議案第88号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○5番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉75号について、9月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は、親子です。機械については、トラクター・田植え機・管理機等を所有しております。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、田には水稻、畑は甘藷・ゆずを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○4番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉76号について、9月16日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○15 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 77 号について、9 月 9 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○5 番委員 (○○○○○)

受理番号財部 78 号について、9 月 9 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人の住所地が宮崎県都城市ですが、市内に田を所有し、水稻を作付けされております。また、申請地まで車で 5 分程度で、営農に支障はないと思われます。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○3 番委員 (○○○○○)

末吉 75 号についてお伺いします。譲受人は、新規就農となっておりますが、今までどういった仕事をされていたのですか。

○5 番委員 (○○○○○)

会社員で兼業農家でありました。

○議長 (○○○○○会長)

よろしいですか。

○3 番委員 (○○○○○)

はい。

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 88 号農地法第 3 条所有権移転による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 89 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○推進委員 (○○○○○)

受理番号末吉 41 号について、9 月 9 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、鶴木自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が道路を挟んで畑、南が道路を挟んで畑、北が宅地であります。目的実現の確実性は、農家住宅・倉庫・通路・庭を設置する具体的計画があり確実と思われます。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、農家住宅・倉庫・通路・庭を設置する面積として全体で 668 m²であり、同種施設の規模状況からみて適当と思ひます。排水等については、雨水は、西側の水路側溝に放流し、汚水・生活排水は、合併浄化槽を設置するもので適当と思ひます。被害防除につきましては、誓約書も添付されて

おり、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は第一種農地に該当しますが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、農家住宅・倉庫・通路・庭を整備しており、復元も困難という事から、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第 89 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請については、除外やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、除外やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第 90 号農地法第 4 条による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○ 5 番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号財部 53 号について、9 月 9 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新正ヶ峯自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで宅地・墓地・雑種地、西が宅地と山林、南が水路を挟んで原野と雑種地、北が宅地であります。また、申請地の 2 筆の間には、市道が通っております。目的実現の確実性は、既に転用済であり確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 915 m²に、製材工場 1 棟 378 m²、倉庫 1 棟 77 m²、進入路と駐車場を設置済で、周辺同種施設の状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は既存側溝へ放流されており適当と思います。被害防除につきましては、隣接する農地はなく特に問題ないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。申請地は、2 筆ありますが、昭和 64 年に農地法の許可を得ないまま、申請人の亡父によって、1 筆に倉庫 1 棟が建築され、残る 1 棟にも平成 11 年に同じく農地法の許可を得ないまま、申請人により製材工場 1 棟、進入路及び駐車場が設置されております。ついては、製材工場の設置からも 23 年が経過しており、農地への復元も困難である事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第 90 号農地法第 4 条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に議案第 91 号農地法第 5 条による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○ 2 番委員（〇〇〇〇〇〇）

がちよっと高く、あとは同じですがどういう事ですかね。業者が違うのですか。

○事務局 (〇〇〇〇〇)

補足説明資料の20ページをお開き下さい。76号についてのみ管理用通路を設置する内容となっており、18ページの上の方にもありますが、この違いが金額の差になっているようです。

○11番委員 (〇〇〇〇〇)

管理用通路であれば土地代金で挙がってくるのじゃないですか。

○事務局 (〇〇〇〇〇)

違いについては、76号の周囲が278m、他が150mなので90m位の差があります。そのところかなと思います。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

よろしいですか。

○11番委員 (〇〇〇〇〇)

はい。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第91号農地法第5条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に、議案第92号非農地証明願についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○18番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅10号について、9月9日に現地調査しましたので報告致します。申請地は、坂元自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が道路を挟んで畑です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用として改善指導は、受けておりません。周囲の農地の影響は、申請地の北側は、道路を挟んで農地ですが、排水等の流れ込み等はなく、影響はないかと思えます。その他農地法上特に問題はありません。申請地は、建物については、平成2年及び平成5年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も物置として利用されております。調査結果の総合意見としまして、申請地は、倉庫及び牛舎として20年以上利用されており、農地に復元することは、著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで行いました。以上で調査報告を終わります。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第92号非農地証明願については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に議案第93号農地の用途変更届についてを議題と致します。本件については、調査委員にお

いて現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○5番委員 (○○○○○)

受理番号財部6号について、9月9日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、上大迫自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路を挟んで畑、南が道路を挟んで宅地と畑、北が宅地と畑です。目的実現の確実性は、既に転用済で始末書も添付されております。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、1,824㎡のうち150㎡に農機具倉庫1棟63.75㎡を既に設置済で、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、自然流下で適当と思われます。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。申請人は、平成20年頃に農地法の届出が必要だと知らず、農機具倉庫1棟を建築し、現在はトラクター等を収納しております。転用面積が200㎡を超えず、許可を要しない事、転用部分の農地に復元することは、著しく困難と思われ、用途変更やむを得ないとの意見の一致ををみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第93号農地の用途変更届については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。次に議案第94号農用地等のあっせんについてを議題と致します。ここで、あっせん委員を指名致します。末吉95については、5番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉96から98については、17番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉99・末吉100については、13番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉101については、11番○○○○○委員、○○○○○推進委員、大隅102については、8番○○○○○委員、○○○○○推進委員、財部103から財部104については、3番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名致します。続きましてあっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○2番委員 (○○○○○)

末吉63号は、打切です。

○11番委員 (○○○○○)

末吉64号・末吉65号は、継続です。

○15番委員 (○○○○○)

大隅67号は、継続でお願いします。

○8番委員 (○○○○○)

大隅70号は、継続でお願いします。

○3番委員 (○○○○○)

財部71号・財部72号は、継続です。次の財部73号から財部75号も○○○○○委員から継続で報告してくれという事でした。

○4番委員 (○○○○○)

末吉76号は、継続でお願いします。

○1番委員 (○○○○○)

末吉77号と78号は、継続でお願いします。

○11番委員 (○○○○○)

末吉79号は、継続です。

○7番委員 (○○○○○)

財部85号・財部86号は、継続です。

○5番委員 (○○○○○)

末吉87号は、継続です。

○1番委員 (○○○○○)

末吉88号は、継続でお願いします。

○4番委員 (○○○○○)

末吉89号は、継続でお願いします。

○8番委員 (○○○○○)

大隅90号と大隅91号は、継続でお願いします。

○3番委員 (○○○○○)

財部92号・財部93号・財部94号は、継続です。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦労様でした。継続については、引き続きよろしくお願い致します。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第95号農用地利用集積計画の利用権設定について議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け農用地利用集積計画の利用権設定は期間ごとに、中間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第95号農用地利用集積計画の利用権設定については、申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第96号農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題と致します。質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第96号農用地利用集積計画の所有権移転については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に報告第9号合意解約等の報告については、総会資料の25ページから29ページですのでご覧下さい。

○議長（○○○○○会長）

その他で何かありませんか。

（「はい」の声あり）

○18番委員（○○○○○）

11月3日の弥五郎どん祭りについて

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「はい」の声あり）

○10番委員（○○○○○）

市長への意見書について

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局（○○○○○局長）

事務連絡

○事務局（○○○○○）

事務連絡

○事務局（○○○○○）

事務連絡

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和4年第9回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦勞様でした。

令和4年9月20日（火） 午前10時03分閉会

(議事録署名委員)

会 長

委 員

委 員